

心身障害者医療費助成のご案内

通院や入院などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成する制度で、助成金を後日口座に振り込みます。所得制限と、障害等級・種別による年齢制限があります。

■助成の対象者及び助成割合

仙台市にお住まいで、勤務先の健康保険（各種健康保険組合、共済組合など）または国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している次の方が対象になります。

<対 象 者>

① 身体障害者手帳 1・2 級※₁の方

※₁ 等級は総合的な等級が基準となります。

② 身体障害者手帳 3 級※₂の方（心臓,じん臓,呼吸器,ぼうこう,直腸,小腸,免疫,肝臓の機能に障害のある方）

※₂ 等級は部位ごとの等級が基準となります。複数の部位に障害認定を受けている場合で総合等級が 3 級であっても、これらの部位の等級が 4 級以下の場合には対象となりません。

③ 特別児童扶養手当 1 級の支給対象となる障害児

④ 療育手帳 A をお持ちの方

⑤ 療育手帳 B をお持ちで、かつ知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

⑥ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

65 歳未満で以下の条件のいずれかに該当する方

⑦ 身体障害者手帳 3 級※₄で、②に該当しない方（視覚,聴覚,平衡機能,音声,言語,そしゃく機能,上肢,下肢,体幹,運動機能に障害のある方）

※₄ 等級は部位ごとの等級が基準となります。複数の部位に障害認定を受けている場合で総合等級が 3 級であっても、部位ごとの等級が 4 級以下の場合には対象となりません。

⑧ 特別児童扶養手当 2 級の支給対象となる障害児

⑨ 療育手帳 B をお持ちで、かつ障害基礎年金などを受給している方

⑩ 知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

➤ 65 歳の誕生月（誕生日が 1 日の方は誕生月の前月）の保険診療分まで助成されます。

➤ 生活保護を受けている方は対象となりません。

➤ 対象となる障害者本人が 20 歳未満の場合は保護者（親権を行う者、後見人その他の者で心身障害者を現に監護しまたは介護する者※₅）が受給者となります。それ以外の場合は障害者本人が受給者となります。

※₅ 単身赴任で市外に居住する場合等、住民票上別世帯であっても、この要件を満たす場合は保護者となります。

➤ 入院中の食事代（食事療養費の標準負担額）や、介護保険の利用者負担額は助成の対象となりません。

後期高齢者医療制度について

一定の障害がある方は、申請により 65 歳の誕生日以降、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。後期高齢者医療制度に加入することで、現在の健康保険料や医療費の一部負担割合等が軽減される場合がありますので、詳しくはお住まいの区の区役所・宮城総合支所保険年金課または秋保総合支所保健福祉課へご相談ください。

<助 成 割 合>

自己負担相当額※₃

（高額療養費や附加給付等を差し引いた額）の全額

※₃ 健康保険から後日支給される高額療養費や附加給付等を差し引くため、医療機関で支払った金額どおりの助成とされない場合があります。高額療養費や附加給付等の支給には手続きが必要な場合がありますので、詳しくはご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

自己負担相当額※₃

（高額療養費や附加給付等を差し引いた額）の 3 分の 2



障害理解促進キャラクター

「ココロン」

助成を受けられない場合

障害者本人、保護者、配偶者または障害者の生計を維持する扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹等）※の所得が下記の所得制限の限度額を超えている方。

※。配偶者および障害者本人が加入する健康保険組合等の被保険者は、住民票上別世帯であっても（別住所の場合を含む）、所得確認の対象となります。また、血縁関係にあるご家族の方は、住民票上別世帯であっても、同一住所にお住まいの場合は所得確認の対象となります。

➤ 災害および失業等により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に限り、申立てにより所得制限が緩和されることがあります。

<所得制限の限度額> ※令和7年10月より改正

扶養親族の数	障害者が20歳以上		障害者が20歳未満	
	障害者本人	障害者の配偶者・扶養義務者	保護者	保護者の配偶者・扶養義務者
0人	3,661,000 円	6,287,000 円	4,595,999 円	6,286,999 円
1人	4,041,000 円	6,536,000 円	4,975,999 円	6,535,999 円
2人	4,421,000 円	6,749,000 円	5,355,999 円	6,748,999 円
3人	4,801,000 円	6,962,000 円	5,735,999 円	6,961,999 円
4人以上の加算額	1人につき 380,000 円	1人につき 213,000 円	1人につき 380,000 円	1人につき 213,000 円

- ◆ 扶養親族の数は、地方税法に基づく同一生計配偶者および扶養親族の合計数です。
- ◆ 扶養親族が「同一生計配偶者のうち70歳以上の者」「老人扶養親族（70歳以上）」「特定扶養親族等（16歳～23歳）」に該当する場合には、所得制限の限度額に一定の額が加算されます。
- ◆ 所得とは、給与所得の場合、1年間に支払われた給料等の合計（給与収入額）から一定割合の控除額（給与所得控除額）を差し引いた残りの額（給与所得控除後の金額）のことです。さらに、次のものが所得から控除されます。
 - ・社会保険料相当額として、障害者本人の場合は控除相当額を、その他は一律8万円
 - ・雑損控除、医療費控除等を受けている場合はその額
 - ・障害者等の控除を受けている場合は、一定の額

■助成を受けるための手続き

身体障害者手帳等に記載のある交付年月日や仙台市に転入した日から助成を受けるためには、30日以内にお住まいの区の区役所・総合支所の受付窓口で、資格登録申請が必要です。郵送による手続きをご希望の場合、仙台市ホームページからダウンロードした「心身障害者医療資格登録申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類等を添付してお住まいの区の区役所・総合支所に郵送してください。30日を過ぎた場合は、申請日の属する月の1日からの助成となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。なお、申請日とは区役所・総合支所の受付窓口にて申請書を受け付けた日となりますので、ご注意ください。

資格登録申請をされた方には、後日受給資格の審査の結果を通知します。受給資格が登録された方には、「受給者証」「助成申請書」を郵送します。（仙台市の国民健康保険または宮城県後期高齢者医療制度にご加入の方は「助成申請書」が不要のため送付しません。）

資格登録申請手続きに必要なもの

① 心身障害者医療資格登録申請書

（仙台市ホームページからダウンロードできるほか、区役所・総合支所受付窓口で配布しています。）

② 振り込みを希望する口座の通帳

（障害者が20歳未満の場合は保護者名義、20歳以上の場合は障害者本人名義のもの）

ゆうちょ銀行の場合は「振込用の店名・口座番号（記号・番号とは別番号）」が必要です。

- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（有効期限が切れていないもの）、特別児童扶養手当証明書等のうち該当するもの ※₇。療育手帳Bをお持ちの方は障害基礎年金等の証書も必要です。
※₇ 仙台市に住民登録がある方は省略可能です。ただし、これらの書類を仙台市以外で交付・管理されている場合は添付が必要です。

④ マイナンバー確認書類と本人確認書類

必要な方		受給者（障害者が20歳未満の場合は保護者、20歳以上の場合は障害者）
必要な書類	マイナンバー確認書類	通知カード（氏名・住所等が住民票と異なる場合は使用できません。）・個人番号カード、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）など ➤ 申請書には障害者本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバー記入欄もありますので、これらの方のマイナンバーも記入できるようにご用意ください。
	本人確認書類	顔写真付き証明書1点（個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など）または顔写真のない証明書2点（健康保険証・年金手帳・特別児童扶養手当証明書等など）

➤ これらの書類をお持ちでない場合は、区役所・総合支所の受付窓口へご相談ください。

また、被保険者が仙台市外にお住まいの場合、上記書類が必要になる場合があります。

【健康保険情報の確認について】

令和6年12月2日以降、健康保険証等（高額受給者証・限度額適用認定証等も含む）は新規発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行しますが、下記の書類をお持ちいただくことで、お待ちいただく時間を短縮できますので、提示にご協力ください。

- ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ ・マイナポータル画面の印刷したもの（画面の確認でも可）
- ・従来の健康保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証

受給者証の更新

受給者証の有効期間は、10月1日（途中で助成を受け始めた場合はその日）から翌年9月30日までです。資格登録をされている方は、毎年所得等を審査し、10月以降助成を受けられる場合は「心身障害者医療費受給者証」を、所得制限により助成を受けられない場合や審査に必要な書類を確認できない場合は「心身障害者医療費助成支給停止通知書」を9月に郵送します。仙台市に税情報がない等の場合は、必要書類の提出依頼を7月頃に郵送しますので、期限までに提出してください。

なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、受給者証の有効期間が手帳の有効期限と同日になっておりますので、引き続き助成を受けるためには、手帳の有効期限が切れる前に更新の手続きが必要です。事前にお知らせをお送りいたしますので、必要な手続き等を行ってください。

助成給付までの流れ

医療機関等の窓口で「受給者証」「各種健康保険の加入状況がわかるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）」「助成申請書」を提出し（仙台市の国民健康保険または宮城県後期高齢者医療制度にご加入の方は「助成申請書」の提出は不要です。）、医療費の自己負担分をお支払ください。後日口座振込により助成金が支払われます。振込日は以下のとおりです。

- ・社会保険にご加入の方…診療月の約2か月後の15日
- ・仙台市の国民健康保険または宮城県後期高齢者医療制度にご加入の方…診療月の約3か月後の28日
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている場合、マイナンバーカードで受給者証の情報が確認できるため、医療機関等の窓口で受給者証の提示は不要になります。ただし、対応していない医療機関もあるため、必ず受給者証を持参してください。
- 振込日が金融機関の休業日に当たるときは、休業日の翌日以後で最も近い営業日に振り込みます。ただし、12月28日が休業日に当たるときは、休業日の前日以前で最も近い営業日に振り込みます。
- 助成金の支給後、「医療費助成金交付決定兼支払通知書」（明細を記載したハガキ）を送付します。
- 助成申請書1件につき助成額が100円に満たない場合は、助成の対象となりません。

- 助成金の支給後に、障害等級の変更、健康保険組合等の変更、診療点数の記入誤り等の理由により助成金額に変更が生じたときは、すでに助成した助成金を返納していただくことがあります。
- 医療助成を受けた医療費自己負担額に対して、受給者または世帯主に高額介護合算療養費が支給される場合には、医療費助成額と重複支給となることから、市が高額介護合算療養費の代理受領を行う等の方法により、医療費助成金との重複分を徴収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

助成申請書の記入および提出方法

助成申請書は、区役所・総合支所の受付窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロードできます。

- ① 月に一度、かかった病院（薬局）ごとに提出してください。
 - ② 総合病院で内科と歯科にかかったときは、各々1枚ずつ提出してください。
 - ③ 1つの病院で、同じ月に外来と入院の両方にかかったときは、外来分と入院分を各々1枚ずつ提出してください。
 - ④ 1つの薬局で、同じ月に複数の病院の処方箋を提出したときは、病院ごとに1枚ずつ提出してください。
 - ⑤ 特定疾病や公費負担制度（指定難病医療や自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）等）を受けている場合は、公費分としてもう1枚提出してください。
- 受給者番号は、受給者証をよく見て記入してください。記載内容に誤りがあると、振込みが遅れる場合があります。
 - 県外等で医療機関等を受診した場合は、お住まいの区の区役所・総合支所の受付窓口へ助成申請書を提出してください。助成申請書には、病院（薬局）に医療機関名・所在地や診療点数等の必要事項を記入してもらうか、患者名と診療点数が明記された領収書を添付してください。
 - 療養費払いの助成（治療用装具の購入、国外で病院（薬局）にかかった場合等）については、区役所・総合支所の受付窓口へお問い合わせください。

変更・喪失の届出

次の事項に変更があった場合は、変更・喪失の届け出が必要です。変更・喪失の届け出の用紙は、仙台市ホームページからダウンロードできるほか、区役所・総合支所の受付窓口で配布しています。

変 更 届	振込口座、加入健康保険、氏名（婚姻・養子縁組等）、障害等級の変更、精神障害者保健福祉手帳の有効期限更新、住所、扶養義務者、受給者の変更（障害者本人の20歳到達等）
喪 失 届	市外転出、死亡、生活保護受給、障害等級の変更、特別児童扶養手当受給資格喪失

- 障害等級が変更になった場合は、助成割合が変更または受給資格が喪失になることがありますので、速やかに届け出をしてください。

■お問い合わせ・受付窓口

青 葉 区 役 所 障害高齢課 障害者支援係	電話 225-7211（代表）
青葉区役所宮城総合支所 障害高齢課 障害者支援係	電話 392-2111（代表）
宮城野区役所 障害高齢課 障害者支援係	電話 291-2111（代表）
若 林 区 役 所 障害高齢課 障害者支援係	電話 282-1111（代表）
太 白 区 役 所 障害高齢課 障害者支援係	電話 247-1111（代表）
太白区役所秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	電話 399-2111（代表）
泉 区 役 所 障害高齢課 障害者支援係	電話 372-3111（代表）